

令和6年度 学校体育施設夜間開放事業実施要項

1.学校体育施設開放事業について（以下、開放事業）

身近に利用できる学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に対し、市民スポーツの普及振興を図ることを目的に本事業を実施します。

2.開放日時

平日 月～金（祝日を含む） 20:00～22:00

※利用時間に準備・片付けを含む。

※22:00までに退館（場）してください。また、退館（場）後は学校敷地内及び周辺から速やかに退出してください。

3.休館日・休場日

GW（4月29日～5月6日）、旧盆、年末年始（12月27日～1月6日）、学校又は観光スポーツ課が指定した日

4.使用料

宜野湾市立学校体育施設の開放に関する規則に基づき使用料は下記のとおり。

施設名	体育館	運動場	武道場
使用料	575円 半面1時間あたり	2,100円 1時間あたり(全面のみ)	575円 1時間あたり(全面のみ)

(1)使用料は月毎の後納です。（納付期限：利用日の翌月末日）

※納付期限厳守。納付期限を過ぎた場合、利用中止又は取消しとします。

(2)利用者都合によるキャンセルは利用日の3日前までに担当課へ連絡した場合のみ使用料が発生しません。期限を過ぎたキャンセルは使用料が発生するのでご注意ください。

※3日前が、(土・日・祝日)の場合は観光スポーツ課代表メールにてキャンセルの御連絡をお願い致します。

5.団体登録の手続き・決定方法について

(1)登録申請期間

1次募集期間 令和6年1月15日（金）～2月15日（木）

窓口の場合：観光スポーツ課(市役所別館2階)

8:30～17:15（12:00～13:00の時間及び土日祝日を除く）

オンラインの場合：下記ページでお手続きください

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/2/2/suports/13691.html>

※申請期間厳守。期限を過ぎた場合、2次募集開始まで申込できません。

2次募集の詳細は、下記のとおりです。

2次募集期間（随時）令和6年3月11日（月曜日）

8時30分より観光スポーツ課窓口で受付（※先着順）

※2次申請では、オンライン申請は行えません。

(2) 団体登録決定方法について

- ①上記の1次募集終了時に、希望の学校・曜日（以下「利用枠」という）が他団体と重複していない団体につきましては、その時点で利用枠を決定と致します。
- ②利用枠が重複した団体・体育館の全面利用を希望とする団体・週2回以上の利用を希望する団体は調整会議の参加対象となっております。
- ③調整会議につきましては、下記のとおりとなっております。

(3) 調整会議について

調整会議の日程

日程：令和6年3月6日（水）

場所・時間：詳細は決まり次第、当HP・LINEにて御連絡致します。

※調整会議にて、団体代表同士の話し合い又はくじ引きの上、利用学校・曜日等を決定致します。

※令和5年度までは、調整会議の出席は全団体を対象としていましたが、令和6年度からは、下記の団体のみが出席対象となっております。

- ①団体同士で利用枠が重複した団体
- ②体育館の全面利用を希望する団体
- ③週2回以上の利用を希望する団体

また、調整会議に出席した団体の希望を優先致します。ご了承下さい。

代表者が出席できない場合、代理のメンバーでも構いません。

(4) 登録要件

(ア)本市に在住又は在勤在学の10人以上（武道場利用の場合は5人以上）で構成する団体で、令和6年4月1日現在満18歳以上（高校生の方は除く）（以下、「成人」という。）であること。

※開放事業の利用は団体登録しているメンバーのみです。

※実際にプレーをしないコーチやマネージャー等も万一の怪我や事故に備え団体登録が必要です。

(イ)団体は過半数が成人の市内在住又は在勤在学の者で構成されていること。

(ウ)成人の市内在住又は在勤在学の者を代表としていること。

(エ)団体への登録は1人1団体限りとする。ただし、種目が異なる場合はこの限りでない。

(オ)原則として施設の利用は週1回までとする。

(カ)体育館の利用は原則半面とする。

【(オ)・(カ)の例外適用を御希望の団体は、上記の調整会議に御参加お願い致します。】

(キ)開放事業を利用するすべての者は、スポーツ安全保険に必ず加入すること。

(ク)登録事項に変更があるときは、所定の様式により速やかに変更事由を申し出ること。

(ケ)開放事業はアマチュアスポーツを目的とした者に限定し、参加料、受講料等を受け取るような教室等を目的として使用してはならない。

(コ)3カ月連続で利用の無い団体は、登録を取り消す場合もあります。

(サ)年間団体登録申請は必ず登録メンバーで行う事。いかなる理由があっても他の団体メンバ

一での代理申請を禁止します。

6.施設利用の手続き

(1)学校体育施設開放利用許可申請書(様式第2号)を記入後、下記提出期限までに申請し許可証を受け取る。

※申請方法の詳細は下記ページをご確認ください。

<https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/keizai/2/2/suports/1231.html>

利用許可申請書は、1年利用分を3月27日(月)迄に御提出お願い致します。

(令和6年度から、3カ月毎の利用分の申請から、1年利用分のまとめでの申請に変更となりました。)

(※支払い方法に変更はありません)

(2)毎月、月初めの使用時に許可証を管理指導員に提示する。

(3)申請後、利用者都合によるキャンセルは利用日の3日前までに担当課へ連絡した場合のみ使用料が発生しません。期限を過ぎたキャンセルは使用料が発生するのでご注意ください。

(4)使用料は月毎の後納です。

※納付期限厳守。納付期限を過ぎた場合、利用中止又は取消しとします。

(5)利用申請は、必ず登録メンバーで行うこと。いかなる理由があっても、他の団体メンバーでの代理申請を禁止します。

7.施設が利用できないとき

(1)学校行事等が催されるとき。

(2)自然災害(台風等)により市長もしくは学校長が危険と判断した場合。

(3)その他市長もしくは学校長が開放を認めない場合。

(4)施設の破損や運動場のコンディション等、管理指導員が利用できないと判断した場合。

8.使用心得・遵守事項

(1)利用の際は管理指導員の指示に従うこと。

(2)ゴミを持ち帰ること。(学校のゴミ箱へのゴミ捨ては禁止)

(3)利用時間を厳守すること。(使用時間には準備・清掃時間を含む)

※22:00までに退館(場)して下さい。

(4)終了後は学校敷地内から速やかに退去すること。

(5)他の使用者や付近住民の迷惑にならないようにすること。(大声、騒音等)

(6)施設破損がないよう防球ネット等で保護し施設の保全を徹底すること。

(7)施設や備品等を破損した場合や怪我をした場合は、団体責任者は直ちに管理指導員に申し出ること。また、施設や備品等を破損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(8)使用権利を他に譲渡してはならない。

(9)学校又は観光スポーツ課の許可を受けた備品以外の利用は禁止。(別表をご確認ください)

(10)学校敷地内での飲酒・喫煙・水浴び・排水溝への泥落とし禁止。

(11)競技に必要な消耗品(ボール・ネット等)は各団体で準備し施設内に置かないこと。

(12)お子様連れの場合、夜9時以降の同伴は控えること。

(13)団体登録申請により登録されていないメンバーの利用は禁止する。

(14)熱中症等、自己管理のもと対策を行い予防に努めること。

(15)当事業は子供たちの学び舎である学校教育施設(備品含む)を利用している事をご認識頂き、学校活動に支障がない利用方法に努めること。

9.事故の責任

- (1)事故が起こった場合は直ちに管理指導員に連絡し速やかに対処すること。
- (2)使用者の責任において発生した事故は使用団体責任者及び団体の責任とし、観光スポーツ課はその責めを負わない。

10.その他

- (1)原則として、利用に必要な用具(ボール・ネット等)については、各団体で用意すること。
- (2)利用団体は4月にトイレットペーパー(12ロール)を管理指導員へ提出してください。
- (3)本市の団体登録がなされている団体(メンバー含)とのみ練習試合や合同練習は可能です。その際は管理指導員へお申し出ください。
- (4)当要項に違反した場合や利用団体としてふさわしくない行為等があった場合は登録を取り消します。

お問い合わせ

宜野湾市 観光スポーツ課 スポーツ振興係(宜野湾市役所2階)

TEL : 098-893-4432 FAX : 098-893-4410 8:30~17:15(土日祝日を除く)

E-mail:Shimin05@city.ginowan.okinawa.jp

令和6年度 学校体育施設開放事業 開放校・開放施設

○：利用可 ✕：利用不可

	開放施設	月	火	水	木	金	更衣室 利用
普天間小	体育館	○	○	○	○	○	○
普天間第二小	体育館	○	○	○	○	○	✕
大山小	体育館	○	○	○	○	○	○
はごろも小	体育館	○	○	○	○	○	✕
大謝名小	体育館	○	○	○	○	○	○
嘉数小	体育館	○	○	○	○	○	○
志真志小	体育館	○	○	○	○	○	○
長田小	体育館	○	○	○	○	○	○
宜野湾小	体育館	○	○	✕	○	○	✕
普天間中	体育館	○	○	○	○	○	○
	武道場	○	○	○	○	○	
真志喜中	体育館	○	○	○	○	○	✕
	運動場	○	○	○	○	○	
	武道場	○	○	○	○	○	
嘉数中	体育館	○	○	○	○	○	✕
	運動場	○	○	○	○	○	
宜野湾中	体育館	○	○	○	○	○	○
	運動場	○	○	○	○	○	

※土日・年末年始・GW・旧盆を除く。

※開放時間 20：00～22：00

※学校都合により開放不可又は開放日程が変更となる場合があります。

令和6年度 学校体育施設開放事業 可能種目一覧

○：利用可 ✕：利用不可

施設名	体育館種目								運動場種目		武道場種目	
	バレー	ソフトバレー※	バスケットボール※	インディアカ	バドミントン	バウンドテニス	フットサル	ハンドボール	サッカー	ソフトボール	格闘技	空手
普天間小	○	○	○	✕	✕	✕	✕	✕				
普天間第二小	○	○	○	✕	○	✕	✕	✕				
大山小	○	○	○	○	○	○	✕	○				
はごろも小	○	○	○	✕	✕	✕	✕	✕				
大謝名小	○	○	○	✕	○	✕	✕	✕				
嘉数小	○	○	○	○	○	✕	✕	✕	✕	✕		
志真志小	○	○	○	✕	○	○	✕	✕				
長田小	○	○	✕	○	○	○	○	○				
宜野湾小	○	○	○	○	○	○	✕	✕				
普天間中	○	✕	○	✕	○	✕	✕	○			○	○
真志喜中	✕	✕	○	✕	○	✕	✕	✕	○	○	○	○
嘉数中	✕	✕	○	✕	○	✕	✕	✕	○	○		
宜野湾中	○	○	○	○	○	○	○	○	✕	○		

※ソフトバレーの補助支柱は各自ご用意ください。

※小学校のバスケットボールは基本的にミニバスコートになります。

令和5年度からの変更点	
大山小	フットサル利用不可
嘉数小	バウンドテニス・運動場（サッカー、ソフトボール）利用不可
志真志小	インディアカ利用不可、バウンドテニス利用可能
長田小	バスケットボール利用不可
真志喜中	格闘技（柔道・合気道のみ利用可能）
宜野湾中	サッカー利用不可

令和6年度 学校体育施設開放事業 使用可能学校備品一覧

○：利用可 ✕：利用不可

備品名	体育館備品					運動場備品
	フット ポスト	バレ ー支 柱	バド 支 柱	得点板 (電子除く)	扇風機	サッカ ー ポ ス ト
普天間小	✕	○	✕	○	✕	
普天間第二小	✕	○	○	○	○	
大山小	✕	○	○	○	○	
はごろも小	✕	○	✕	○	○	
大謝名小	✕	○	○	○	○	
嘉数小	✕	○	○	○	✕	
志真志小	✕	○	○	○	○	
長田小	✕	○	○	○	○	
宜野湾小	✕	○	○	○	○	
普天間中	○	○	○	○	✕	
真志喜中	✕	✕	○	○	✕	○
嘉数中	✕	✕	○	○	✕	○
宜野湾中	○	○	○	○	✕	✕

※学校備品は児童生徒のための備品です。破損等が無いよう丁寧にお取扱いください。

破損した場合はその損害を賠償頂きます。

※利用可能となっている備品であっても、学校意向により利用不可になる可能性がありますので予めご了承ください。

令和5年度からの変更点	
普天間第二小	扇風機利用可能
嘉数小	扇風機利用不可
宜野湾小	扇風機利用可能
宜野湾中	サッカーポスト利用不可